

トピックス

- GAFA へのヒアリングおよびオンラインプラットフォームに対する独占禁止法規制のトレンド

法令速報

- 国家外貨管理局、「經常収支に関する外貨業務ガイドライン(意見募集稿)」に対する意見を公に募集
- 上海市市場監督管理局、「上海市における経営者のための独占禁止法コンプライアンスガイドブック」の公式の外国語版を公布
- 海南省、「海南自由貿易港公平競争条例」に対する意見を公に募集
- 国務院、「中小企業への代金支払保障条例」を公表
- 全国人民代表大会常務委員会、「特許法」改正案(草案・第二回審議稿)に対する意見を公に募集
- 上海市事業者独占禁止法コンプライアンスガイドブック(一回目の転載)

弁護士コラム

- 中国自動車業界のダブルクレジット政策の改正

重要法令対訳

- 最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(第五章)(中日対訳)

GAFA へのヒアリングおよびオンラインプラットフォームに対する独占禁止法規制のトレンド

2020年7月29日に、「GAFA」と呼ばれる Google、Apple、Facebook や Amazon などの米国の IT 系 4 社の経営トップは、米連邦下院議会の反トラスト小委員会のオンラインプラットフォームおよびマーケットパワーに関する独占禁止法問題をめぐる調査公聴会 (Hearing Online Platforms and Market Power, Part 6: Examining the Dominance of Amazon, Apple, Facebook, and Google) において、証言を行った。4 社がデジタル市場の独占的な地位を利用して競争をゆがめているとの批判に対し、4 社の経営トップは、ライバルや新興企業との競争は、し烈であり、市場を独占してはいないと反論した。GAFA の経営陣の首脳が同時に公聴会に出席する

のは初めてであり、世界中から関心が寄せられている。(同調査公聴会の詳細については、[こちら](#)をご参照いただきたい)

同公聴会は、米国議会のオンラインプラットフォームに対する独占禁止法上の調査強化の一環に過ぎない。このほか、2019年9月以降、米国の独占禁止法執行機関である司法省(Department of Justice)と連邦取引委員会(FTC)、ならびに米国の地方検察機関も、GAFA などの大手オンラインプラットフォームに対する独占禁止法上の調査を始めた模様である。

米国だけではなく、世界中において、GAFA をはじめとする大手オンラインプラットフォームに対する規制が厳しくなっている。その中でも、欧州連合(EU)は、特に代表的な例である。

2020年6月17日に、欧州連合は、独占禁止法違反をめぐる、米アップル社に対する一連の調査を開始したと発表した。ほぼ同じ時期には、欧州裁判所が、アップル社による追徴税の支払命令に対する上訴を支持したばかりであった。欧州委員会は4年前の2016年にも、違法な政府補助をめぐる嫌疑があったとして、アップル社に対し、130億ユーロ(約1兆5700億円)の追徴税を支払うよう命じていた。そのほかにも、EUには、独占禁止法違反によりグーグル社、アマゾン社などの米国のオンラインプラットフォーム大手を処罰した案件も、多く見られている。グーグル社一社のみに限って述べると、独占禁止法違反により、三回にわたって欧州連合から合わせて約百億米ドルの罰金が課せられている。

そのほか、欧州連合は、オンラインプラットフォーム大手に対する規制ルール作りの検討活動も始めている。例えば、欧州連合の2020年6月2日付のプレスリリースによると、「Digital Services Act package」、「a possible new competition tool」などの立法に関する提案に対する意見の募集を開始している。(関連立法提案に対する意見募集の詳細については、[こちら](#)をご参照いただきたい)

オンラインプラットフォームが世界各国の独占禁止法執行当局からの次第に強化されている独占禁止規制を受けている理由は、一般的に言えば、オンラインプラットフォーム自体の特別性に関連しているものと考えられている。各々のオンラインプラットフォームはユーザーの争奪、競争上の優勢の獲得のため、次々に技術・ビジネスモデル上の刷新を行い、技術的な進歩と競争を推し進めており、これと同時に、プラットフォーム大手は自社の先行優位を利用し、情報とデータの独占、ネットワーク効果、プラットフォーム化の効果などの要素の影響で、自社の独占的な地位を増強しているだけでなく、さらには、元々の競争上の優勢がプラットフォームを通じて他の分野へ拡散されつつあり、これによる新たな分野における独占または寡占を形成している。仮にオンラインプラットフォームに対する有効な規制を行うことができない場合には、オンラインプラットフォーム大手は非常に容易に自社の競争上の優勢を濫用し、競争を排除または制限する。

中国におけるインターネット参入制限などの影響により、GAFA などの一部の外国オンラインプラットフォーム大手は、中国において全部の業務を展開してはいないが、しかし、中国のインターネット分野における急速な発展に伴い、中国においても、本土のオンラインプラットフォーム大手が現れてきている。GAFA などのインターネット大手が中国国外において調査を受けている独占行為に類似する行為は、中国本土のオンラインプラットフォームの上でも、多かれ少なかれ存在しており、たとえば、プラットフォームの「二者択一化」、「friendvertising」、「排他的取引契約」、「第三者決済ツールへの制限・遮断」、「AD Ranking」、「検索サービスの濫用」などの独占行為が存在している。

中国におけるインターネット分野の急速な発展に比べれば、現在の中国の独占禁止法の執行機構によるインターネット分野での行政執行活動には、特にこれと言って特筆に値すべきものはない。しかし、中国における独占禁止法上の行政執行機関改革の完成、独占禁止法の実施規則の統一化の完成、特に、「電子商取引法」などの関連法律制度の制定と完全化に伴い、中国においては、オンラインプラットフォームに対する独占禁止法上の行政執行は、漸次的な強化のすう勢が現れている。

最新の一部のメディアの報道を踏まえて見ると、中国における独占禁止法の法律執行機構は、既に一部のインターネット分野における独占行為に対する調査・規制・管理を開始しており、公平な競争に対する誓約に関する許諾書の締結を中国国内の主要なプラットフォームに督促している。これと同時に、既に VIE 構造にかかわる事業者結合申告に対する消極的な態度が改められ、VIE 構造にかかわる事業者結合の審査事例が初めて公開されている([こちら](#)をご参照いただきたい)。これもプラットフォームにかかわる事業者結合申告に対し、重大な影響を及ぼしている。

最後に、プラットフォームに対する独占禁止規制の強化も、次第に世界の潮流になりつつあるが、しかし、オンラインプラットフォームの規制方法と考え方については、各当局の見解が依然として異なっている。特に、二面性、さらには多面性を有するプラットフォームに対しては、どのように関連市場を画定し、どのように市場における支配的な地位を確認し、どのように独占禁止法上の救済を行うのか(金銭的な処罰か、行為に対する規制か、それとも構造に対する規制か)、既存の規制方法を維持するのか、それとも、規則の刷新を行う必要があるのか、どのように独占禁止規制とその他の規制との間のバランス(たとえば、刷新と規制との間の整合性、独占の禁止と、サイバーセキュリティ・個人データ・情報の保護や知的財産権の保護との間の整合性など)を取り扱うべきか、などの諸々の多くの理論、ならびに実務上の課題および挑戦については、いずれも早急な解決を要する事項となっている。

国家外貨管理局、「經常収支に関する外貨業務ガイドライン(意見募集稿)」に対する意見を公に募集

行政のスリム化と権限の委譲、監督管理能力の強化と権限委譲との両立、および行政サービスの最適化(中国語:「放管服」)の改革の一環として、企業などの經常収支に関する外貨業務の取扱いを更に利便化するため、国家外貨管理局は従来の經常収支関連の外貨業務にかかわる現行の法律・法規を整理し、「經常収支に関する外貨業務ガイドライン(意見募集稿)」(以下「ガイドライン」)を作成した。国家外貨管理局は7月25日から当該ガイドラインにつき、社会に向けて意見を募集している。2020年8月7日までの期間においては、文書の郵送、ファクシミリまたは電子メールの形式をもって同ガイドラインに対する意見を提出することができる。

ガイドラインにおいては、八つの章節に分けられ、貨物貿易関連外貨業務、サービス業務関連外貨業務、従業員報酬などの個人經常収支関連外貨業務、外貨現金業務などが含まれており、企業・個人・金融機関・支払機関に向けた外貨業務の取扱いの全面的な指導が図られている。ガイドラインの公布に伴い、30件の法規と規定が廃止される。このほかにも、ガイドラインにおいては、一部の業務の所要の資料が簡素化されており、業務プロセスの改善が行われている。もっとも、当該ガイドラインは実質的な政策の変更とまでは言えず、現行の業務上の手引きの整理に該当するものと思われる。

外資企業にとっては、經常収支に関する外貨業務は、自社の切実な利益に係る重要な業務であるた

め、当該ガイドラインと後続の正規版の公布に注意を払い、関連情報を入手していただくようお願いする。

(法規原文「<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/0724/16756.html>」)

上海市市場監督管理局、「上海市における経営者のための 独占禁止法コンプライアンスガイドブック」の公式の外国語版を公布

2019年の年末に、上海市市場監督管理局は「上海市における経営者のための独占禁止法をめぐるコンプライアンスガイドブック」(以下「ガイドブック」)を公布した。ガイドブックにおいては、実例と独占禁止法関連リスクのシナリオ分析をもって、「独占禁止法」、「独占禁止法」の枠組みの下で制定される「国務院による事業者結合の申告基準に関する規定」、「独占協定の禁止に関する暫定規定」、「市場における支配的な地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」などの関連規定の内容と法的責任が、簡潔かつ明瞭に説明されており、独占禁止法関連コンプライアンスリスクの防止、独占禁止調査への対応などのポイントをめぐり、経営者に対する独占禁止法の順守方法が指導されている。

ガイドブックにおいては、市場における支配的な地位の獲得は、違法行為に該当せず、市場における支配的な地位の濫用行為のみが、違法行為として禁止されているという旨が明確化にされており、独占禁止法にかかわる社内コンプライアンス制度の枠組みと模範的なプロセスが、初めて明確にされ、図表と簡易な文言をもって、事業者結合申告の取扱方法、独占行為の認識・予防・制止などの会社の経営と緊密に関連する内容が説明され、専門的なアドバイスが提起されている。企業は同ガイドブックを参考書として活用し、自らの経営を導くことができるものと思われる。

ガイドブックは規範性文書ではないが、ある程度においては、上海市の独占禁止法の執行に対する方針を明らかにするものであるものと考えられる。上海市の企業は、公布されたガイドブックを通じ、競争分野における法令遵守管理の強化、企業の違法な独占行為に対する認識とリスク防止・対応能力の向上、違法行為の法的リスクの有効な予防・低減、市場における競争の文化と企業におけるコンプライアンスの文化の構築などの様々な面において、有益な情報と指導を得ることができる。

ガイドブックはその公布以来、多くの好評価を集めている。2020年7月13日に、外資系企業のニーズに合わせ、上海市市場監督管理局はガイドブックの公式の英語版・日本語版・ドイツ語版を公布しており、医薬、インターネット、公共事業、銀行、輸出運輸などの業界における企業に対するリサーチを展開し、研究機構や法律事務所の専門家と相談した上で、ガイドブックに対する更なる改善を行う予定である。企業は上海市市場監督管理局の公式サイトにアクセスし、ガイドブックの公式の外国語版を無料でダウンロードすることができる。非常に理解しやすい文書となっているため、一読の価値のあるものと思われる。

(法規原文「<http://scjgj.sh.gov.cn/056/20200713/2c9bf2f6732de89901734708e4d2688e.html>」)

海南省、「海南自由貿易港公平競争条例」に対する意見を公に募集

海南自由貿易港の商取引環境を最適化し、市場における公平な競争を促進し、経営者と消費者の合法的な権益を保護するため、2020年7月25日に、海南省市場監督管理局は「海南自由貿易港公平競争条例(意見募集稿)」(以下「条例」)を公布した。海南自由貿易港における企業および公的機関の公平な競争に影響を与える行為に対しては、当該条例が適用される。当該条例は8章節に分かれており、公的機関の公平な競争に対する審査、行政的権力の濫用、競争の排除・制限、経営者の不当な競争や独占行為などに着目した監督・検査・調査の実施、及び関連の法的責任の明確化が図られている。条例においては、自由貿易港における各種の市場主体のリソースの取得、標準の制定、経営・運営、優遇政策の享受その他の面における平等な処遇の享受の確保、および政府調達の際における中国資本系企業と外資系企業との間の平等な取扱いが明確にされている。

公衆の文書の郵送、ファクシミリまたは電子メールの方法を通じた同条例に対する意見の提出可能期間は、2020年7月31日までであった。

(法規原文

「<http://www.hainan.gov.cn/hainan/tingju/202007/d9b433a7481c4b44ab807823061c6b91.shtml>」)

国務院、「中小企業への代金支払保障条例」を公表

大型企業・政府機関・公的機関の時機に適した中小企業への代金の支払を促進し、中小企業の合法的な権益を保護し、ビジネス環境の最適化を図るため、国務院は2020年7月15日、「中小企業への代金支払保障条例」(以下「条例」)を正式に公表した。同条例は同年9月1日から施行され、中国版の下請代金支払遅延等防止法に当たるものと思われる。条例においては、中小企業への代金の支払時における大型企業・政府機関・公的機関への適用、大型企業などの代金の適切な支払、優勢の濫用の防止、および大型企業との間における取引トラブルの減少が図られている。

当該条例によると、国務院が承認した中小企業の分類に属する中小企業は、大型企業などと契約を締結して取引を行う際に、自らが中小企業である旨を相手方に自ら伝えるべきとされており、大型企業などは優越的な地位を用い、中小企業に対して不合理な支払期限、支払条件、支払方法などを要求してはならないとされている。具体的に述べると、政府機関・公的機関は、貨物引渡日を起点として30日以内に支払わなければならない。大型企業は取引上の習慣にかんがみて合理的な支払期限と金額を約定しなければならない。中小企業が売上債権を担保に借入れを行う場合には、大型企業などは中小企業が提出した債権確認請求日を起点として30日以内に債務の確認を行い、中小企業の融資を支持しなければならない。大型企業などは支払を遅延した場合には、遅延利息を支払わなければならない。遅延利息について約定がある場合には、その利率は契約時の1年物のローンプライムレートを下回ってはならず、約定がない場合には、一日ごとに万分の五の利息を支払うべきとされている。大型企業などが本条例に違反し、企業の年度報告において遅延している中小企業向けの未払金を公示せず、または隠匿した場合には、市場監督管理部門が法によりこれを取り扱うものとされている。

罰則や大型企業の支払規則などについては、なおも明らかにされていないが、当該条例の公布は中小企業にとっては、朗報になるものかと思われる。一方、中小企業の大企業に対する責任も強化されており、大企業に該当する会社は、トラブルを引き起こさないためにも、当該条例を熟知し、順守する必要があるものと思われる。条例において、なおも不明確な点については、今後見込まれている関連細則の制定に引き続き注意を払うべきとなる。

(法規原文「http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/14/content_5526768.htm」)

全国人民代表大会常務委員会、「特許法」改正案(草案・第二回審議稿)に対する意見を公に募集

第十三期全国人民代表大会常務委員会第 20 回会議においては、「特許法」の改正案(草案・第二回審議稿)(以下「改正案」)が審議され、同会は 2020 年 7 月 4 日に、同改正案の全文と現行の特許法との比較版を公布し、2020 年 8 月 16 日までの期間において、当該改正案に対する意見を公に募集している。公衆は全国人民代表大会の公式サイトにアクセスして意見を提出することができ、または文書の郵送をもって同改正案に対する意見を提出することもできる。

今回の改正は特許法の四回目の改正であり、インターネット時代に順応し、米国などの先進国の標準に合わせ、商品などのわずかな改善(中国語:「微革新」)の保護や、特許審査当局の審査遅延または医薬品の許認可手続き所要時間を理由とする特許期間延長制度の導入、医薬品パテントリンケージ制度、標準必須特許のライセンスと特許権濫用の禁止などの特許法上の空白の補てんが期待されている。改正案によると、局部的な意匠も、知的財産権としての認定が可能となり、意匠権の保護期限は 15 年に延長される。さらに、特許権濫用の禁止に関する原則が、初めて明確にされており、特許権を利用して競争を制限・排除する行為に対し、「独占禁止法」に準じた規制が行われる旨が定められている。このほかにも、職務上の発明に関する規則が明確にされており、事業主は職務上の発明に該当する特許権を利用し、かつ、処分することができるものとされており、事業主の発明者への利益配当が奨励されることが定められている。

中国においては、今回の特許法の改正を通じ、特許権の保護範囲の拡大と保護期限の延長、特許権に対する保護の更なる強化、特許の実施と運用の促進、特許出願手続の簡素化、および特許管理部門の機能の明確化が実現され、特許保護システムのより円滑な構築が図られる。

(法規原文「<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808172b5fee8017313b6232c2b55>」)

上海市事業者独占禁止法コンプライアンスガイドブック (一回目の転載)

2019 年の年末に、上海市市場監督管理局は中国国内で初めて「上海市における経営者のための独占禁止法をめぐるコンプライアンスガイドブック」(以下「ガイドブック」)を公布した。目下、中国全国範囲に適用できる独占禁止法ガイドラインが欠如しているため、同ガイドブックの公布は、多くの関心が寄せられた。これを受け、2020 年 7 月 13 日に、上海市市場監督管理局はガイドブックの公式の英語版・日本語版・ドイツ語版を公

布することになった。

同ガイドブックは、下記の七章からなる。

- 1 本ガイドブックについて
- 2 『中華人民共和国独占禁止法』について
- 3 法的責任
- 4 コンプライアンスの進め方
- 5 独占行為の識別と予防・制止
- 6 独占禁止調査へのご協力の方法
- 7 附則

同ガイドブックは、非常に理解しやすいと思われる。ご参照の便宜のため、同ガイドブックの本文を数回にわたって転載させていただきたい。

一回目の転載としては、同ガイドブックの前三章を転載する。

1本ガイドブックについて

本ガイドブックは、本市事業者が競争分野における法令遵守管理を強化し、独占違法行為に対する認識とリスクへの防止・対応能力を向上させ、違法行為の法的リスクを有効に予防・低減し、適法経営の良好な印象をつくるよう指導・支援し、もって、事業者の市場活力と創造力を引き出すことを目的としています。

本ガイドブックはまた、市場競争文化の育成、ビジネス環境の最適化、競争政策の実施の強化、事業者の適法経営の促進、本市独占禁止執行機関による法執行の透明性の向上、公平・開放・公正競争の現代化市場システムの構築にも取り組みます。

本ガイドブックは規範性文書ではなく、掲載される内容はあくまでも一般論としてのガイドです

- 法的またはその他専門的なアドバイスを提供するものではない。
- いかなる司法管轄区の法的声明に該当しない

本ガイドブックは、発表日までに最新情報を提供するものであり、関連法令またはその他規範性文書によっては変化が生じるため、具体的な質問に関しては、当該分野の専門家へご相談ください。

本ガイドブックは業種協会の独占禁止コンプライアンスの参考にもなります。

2 中華人民共和国独占禁止法について

競争はイノベーションを最大限に激励し、効率を向上させ、より低価格でより良いサービスと幅広い選択肢を提供することができる。効率と進歩を絶えず求めることは競争過程の終始を貫く。国内市場においてもグローバル市場においても競争の度合いが深まりつつあり、様々な規模の事業者は、生存と発展を求めるには、可能な限り効率の向上に取り組むべきで、その他反競争的手段をとるべきではない。

競争法体系は市場経済国家の基本的な法律制度であり、市場の公平な競争秩序を守り、経済効率性を高

め、社会公共の利益と消費者の利益を守り、事業者間の共謀あるいは市場支配力の濫用を防止するため、国は『中華人民共和国独占禁止法』（以下『独占禁止法』という）を制定した。

このほか、『独占禁止法』の枠組みの下で『国务院による事業者集中の申告基準に関する規定』や『独占的協定の禁止に関する暫定規定』、『市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定』等の付属規定も制定されている。

『独占禁止法』と関連規定は遵守しなければならない。もし事業者が『独占禁止法』で定められた義務を履行せず、『独占禁止法』により禁じられた行為をした場合、適用除外のケースを除き、独占禁止法執行機関によって違法と認定される。その代償は違法所得を没収され、高額の過料が科され、処罰限度額は最高で前年度の総売上高の10% に達する。また、他の事業者や消費者から民事訴訟を提起される可能性もある。

3 法的責任

事業者が経営においてコンプライアンスを徹底せず、独占禁止法の法的リスクを有効に処理し対応し処分できなかった場合、いったん『独占禁止法』の関連規定に違反したら、相応の法的責任を負うことになる。

行政責任

独占的協定の締結或いは実施、市場支配的地位の濫用、違法に事業者集中を実施することなどの競争を排除・制限する行為に関しては、『独占禁止法』に基づいて明確に適用除外に該当する場合を除き、また調査を拒否・阻害する行為に関しても、独占禁止法執行機関によりその責任が追及される。

民事責任

事業者が独占行為を実施し、他人に損失をもたらした場合、法律に基づいてその民事責任を負う。

刑事責任

調査を拒否・阻害し、犯罪が成立した場合、法律によってその刑事責任を負う。

『独占禁止法』によれば、事業者に適用する行政処罰は主に以下のとおりである。

事業者が独占的協定を締結・実施し、市場支配的地位を濫用する場合

違法行為の停止を命じられ、違法所得を没収され、前年度の売上高（違法な売上高ではなく、企業の総売上高を指す）の1%以上10%以下の過料を科される。

業種協会が本業界の事業者を集めて独占的合意に達した場合、50万元以下の過料に処せられる可能性がある。

事業者集中を違法に実施する場合

50万元以下の過料に処せられるだけではなく、期限付きで株式や資産の処分、営業の譲渡を命じられ、またその他必要な措置を取って集中前の状態に戻すことが求められる可能性もある。

調査を拒否・阻害する場合

個人と組織はそれぞれ2万元以下、20万元以下の過料に処せられる可能性がある。

重大な違反の場合、個人と勤務先はそれぞれ2万元以上10万元以下、20万元以上100万元以下の過料に処せられる可能性がある。

(法規原文「<http://scjgj.sh.gov.cn/056/20200713/2c9bf2f6732de89901734708e4d2688e.html>」)

中国自動車業界のダブルクレジット政策の改正

作者: 姜雨潤

Q1: 2020年6月22日に、中国工業情報化部がウェブサイトにおいて公布した「ダブルクレジット政策」(中国語: 乗用車企業平均燃料消費量と新能源汽车積分並行管理弁法)の改正決定(2021年から実施)が、業界の関心を集めている。6月のNewsletter中でも言及されていた今回の改正につき、これを機に一步踏み込んで理解してみたい。そもそも、これはどのような政策なのか?なぜ「ダブルクレジット政策」と呼ばれているのか?

A1:

「ダブルクレジット政策」は主として、乗用車企業に対する平均燃料消費量(Corporate Average Fuel Consumption。以下「CAFC」)クレジットと、新エネルギー自動車(New Energy Vehicle。以下「NEV」)クレジットという二つのクレジットの基準達成要求の付加のことであり、このため、業界において通称「ダブルクレジット政策」と呼ばれています。

Q2: なぜ現在「ダブルクレジット政策」の改正が必要なのか?

A2:

現行のダブルクレジット政策は2017年9月27日に公布され、2018年4月1日から施行されています。しかし、ただ2018年から2020年までのクレジット基準達成比率のみが規定されており、このため、2021年よりも前に、必ず改正が行われなければなりません。今回の改正の背景について、中国工業・情報化部は、「自動車と、エネルギー、交通、情報通信などの分野との融合は加速し、中国の自動車産業の発展が面している内外の環境には、今まさに深刻な変化が生じており… 技術基準更新の切実な必要性、企業のガソリン車の省エネ技術面での取り組みの不十分性、クレジット取引市場における需給の不均衡などの問題が存在している」と表示しています。

今回の改正は、2019年の7月と9月の二度の意見の募集を経て、最終的には2020年6月に完成しました。しかし、今回の改正の内容に定められている周期は、依然として長くはなく、ただ2021年から2023年までのクレジット政策の新たな増加のみにとどまっており、二三年後に依然として新たな周期の改正が行われる見通しです。

Q3: ダブルクレジット政策の具体的な規制の内容を例示で説明していただけるか?

A3:

CAFCクレジットの面では、国家標準の「GB 27999」において、毎年のCAFC基準達成値が設定されており、基本的には、車両の重量が重ければ重いほど、基準達成値は高くなり、毎年の基準達成値は年々逡減していきます(すなわち、漸次的な燃料節約の強化が要求されます。)。2025年以前においては、燃料電池自動車(FCV)と純電気自動車(BEV)のCAFC基準達成値は、0であり、プラグインハイブリッド車(PHEV)の消費電力量は、CAFCに算入されず、このため、NEV車にはCAFCクレジットの面で非常に大きな優勢があります。乗用車の実際の燃料消費量、すなわち、CAFCの実際値が、基準達成値よりも高い(燃料消費量が高い)際

には、CAFC に負のクレジットが発生し、基準達成値よりも低い(燃料消費量が低い)際には、CAFC に正のクレジットが発生します。

NEV クレジットの面では、ダブルクレジット政策において、年々通増する基準達成比率(すなわち、漸次的な NEV 車比率上昇の要求)が設定されており、これに NEV 車以外の従来型エネルギー乗用車(以下「ガソリン車」)の生産・輸入量を乗じ、毎年の NEV クレジット目標値を計算します。これと同時に、NEV 車の航続距離、消費電力量、エネルギー密度、出力などの性能の状況に基づき、NEV クレジットの実際値を計算します。実際値が、目標値よりも高い(NEV 車の比率が高く、性能が良い)場合には、NEV に正のクレジットが発生し、目標値よりも低い(NEV 車の比率が低く、性能が悪い)場合には、NEV に負のクレジットが発生します。

CAFC および NEV の負のクレジットは、必ず正のクレジットを通じて相殺しなければなりません。下表の示すとおり、CAFC の正のクレジットは、自社または関係会社の CAFC クレジットの相殺にしか用いることができませんが、NEV クレジットは、単に CAFC および NEV の負のクレジットの相殺に用いることができるだけでなく、さらに、任意の企業と取引することができ、このため、NEV クレジットには更に高い市場価値があります。

CAFC の負のクレジットの相殺方法	NEV の負のクレジットの相殺方法
自社の CAFC クレジットの繰越分で相殺	他社から NEV クレジットを購入
関係会社から CAFC クレジットを譲受け	
自社の NEV クレジットで相殺	
他社から NEV クレジットを購入	

例を挙げて述べますと、仮にある自動車企業の 2021 年度の自動車の生産と輸入の状況が、下表のとおりであり、合わせて -30,550 の CAFC クレジットと 9,000 の NEV クレジットが発生していると仮定しますと、当該企業は最大で、他社からの 21,550 の NEV クレジットの購入を要する可能性があります。クレジットの価格に関しては、現在のところ公開されているデータが不足しており、中国政府系の研究機関である CATARC の以前の予測価格は、1000~1500 元/クレジットでした。この計算に従いますと、当該企業はおよそ人民元二十万を費やした NEV クレジットの購入を要する可能性があります。

	CAFC クレジット		NEV クレジット	
	ガソリン車	NEV 車	ガソリン車	NEV 車
台数(生産・輸入)	① 150,000	② 10,000	① 150,000	② 10,000
基準値	③ 4.5 L/km (燃費)	④ 4.0 L/km (燃費)		
2021 年の基準達成比率	⑤ 123%		⑥ 14%	
基準達成値	⑦ = ③ × ⑤ = 5.535 L/km	⑧ = ④ × ⑤ = 4.92 L/km		
実際値	⑨ 6.0 L/km (燃費)	⑩ 1.0 L/km (燃費)		NEV 車の性能に基づき計算され、およそ 0~6 クレジット/台。ここでの仮定

				は: ⑪ 3 クレジット/台。
クレジット	⑫ = (⑦ - ⑨) × ① = -69,750	⑬ = (⑧ - ⑩) × ② = 39,200	⑭ = ① × ⑥ = 21,000	⑮ = ② × ⑪ = 30,000
合計	⑫ + ⑬ = -30,550		⑮ - ⑭ = 9,000	

上述の内容からも分かるとおり、ダブルクレジット政策においては、上述の規定を通じて自動車企業の燃料消費量の引下げ、および NEV 車比率の増加が奨励され、同時に NEV クレジットの売却権が NEV 自動車企業に付与され、高燃料消費量のガソリン車企業による NEV 車企業への「市場化助成金」が、次第に減らされていく政府による NEV 車企業に対する助成金に代替する現象が実現されます。

Q4: 今回の改正にはどのような主要な変更点があったのか？

A4:

- 「低燃料消費量乗用車」の奨励政策が追加されました。低燃料消費量車とは、CAFC クレジットが正のガソリン車で、すなわち、上表で⑫ > 0 の車種であるものと簡単に理解することができます。低燃料消費量車の NEV クレジット、すなわち、上表の⑭を計算する際には、同車の生産量と輸入量は、2021 年から 2023 年までの間に、それぞれ 50%、30%、20%減少させた基準に従って計算されます。これは、低燃料消費量車の NEV クレジットが 2021 年から 2023 年までの間にそれぞれ 50%、70%、80%増加するという旨を意味しています。仮に上表の例の中の 150,000 台のガソリン車がいずれも低燃料消費量車だと仮定すれば、10,500 の NEV クレジットが増加します。
- 2021 年から 2023 年までの燃料消費量削減奨励政策が追加されました。企業の当年における全体の CAFC の実際の値が、仮に前年に比べて 4%以上下降した場合には、同企業の CAFC クレジットの基準達成値(上表の⑦と⑧)は、160%を乗することができます。前年同期比で 2~4%下降した場合には、同企業の CAFC クレジットの基準達成値は、130%を乗することができます。上表の例の中では、これは CAFC クレジットがそれぞれ大幅に 49,8150 および 249,075 増加することを意味しています。NEV 車には 2025 年以前においては基本的に燃料消費量が計算されないため、同政策においては同様に、企業のガソリン車燃料消費量の引下げ、および NEV 車比率の増加に対する中国政府の大々的な奨励が体现されています。
- NEV クレジットの基準達成比率(すなわち上表の⑥)が、2021 年から 2023 年までの間でそれぞれ 14%、16%、18%と規定されています。
- 2020 年度以降の NEV クレジットの翌年への繰越しが条件付きで許可されています。ただし、一回繰り越すごとに、クレジットは半減します。
- CAFC クレジットを共有し、CAFC の負のクレジットの内部相殺を実現することのできる関係会社の範囲が拡大されています。中国自動車メーカーだけでなく、外国自動車メーカーが 25%以上の持分を保有する中国国内自動車メーカー同士(例えば、一汽トヨタ・广汽トヨタ)なども、関係会社となり得ます。
- NEV クレジット取得の難度が更に大きくなりました。下表の示すとおり、BEV と FCV の NEV クレジットは、半減する可能性があり、PHEV の NEV クレジットも、20%低下しています。

区分	2017 版ダブルクレジット弁法	2020 版ダブルクレジット弁法
BEV モデル 基準クレジット	$0.012 \times \text{航続距離(km)} + 0.8$ (上限=5)	$0.0056 \times \text{航続距離(km)} + 0.4$ (上限=3.4)
PHEV モデル 基準クレジット	2	1.6
FCV モデル 基準クレジット	$0.16 \times \text{燃料電池定格出力(kW)}$ (上限=5)	$0.08 \times \text{燃料電池定格出力(kW)}$ (上限=6)

(これをベースに、さらに航続距離・エネルギー密度・消費電力量などのパラメーターを乗じて最終の NEV クレジットが計算されます。)

Q5: 今回の改正は日系自動車メーカーに対してどのような影響があるのか？

A5:

上述のとおり、総体的に述べますと、今回の改正においては、低燃料消費量乗用車に対する奨励政策が新たに設けられており、自動車企業によるガソリン車の燃料消費量の引下げが更に奨励されており、燃料消費量が比較的に低い日系自動車メーカーにとっては、朗報です。特に、NEV 車に組み入れられておらず、NEV クレジットの優遇を享受することのできなかつたハイブリッド車などの低燃料消費量車は、今後は CAFC と NEV のクレジットの計算時に、いずれも顕著な優勢を有します。他方、NEV クレジットの取得難度は大幅に上昇し、今後の NEV クレジット供給量の減少、および価格の上昇を引き起こす可能性があり、これは日系自動車メーカーを含む自動車企業の NEV 技術に対し、更に高い要求を提示しています。このほかにも、外国の自動車メーカーの中国における合弁会社間での CAFC クレジットの共有が許可されており、日系自動車メーカーの NEV クレジット購入コストの引下げにも有利となります。総じて述べますと、自動車メーカーは燃料消費量の引下げ、および NEV 技術の向上を通じ、ダブルクレジット政策の監督管理のすう勢に、より円滑に適応していくことができると言えます。

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(第五章)(中日対訳)

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(法[2019]254号)は、中国における民事と商事の司法実務の全般にわたる主な法律の適用問題に対する最高人民法院の意見を反映しており、中国本土のすべての裁判所の案件の審判を指導するための重要なものです。同要綱は十二章もあり、内容が多いため、数回に分けて翻訳させていただきます。

今回は、「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」の第5章の中日対訳を作成いたしましたので、詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかね

ますのでご了承下さい。

- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>